第10章 外資規制業種

1. 外商投資参入特別措置 • 外商投資奨励産業目録

中国では、外資による投資分野や業種を規制する法規として、「外商投資産業指導目録」を用いて規制業種を管理していた。以前の外商投資産業指導目録では、中国における投資分野について3つの分類がなされており、奨励類(生産性・品質の向上等で、中国の経済・産業に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有する分野)、制限類(技術水準が比較的低く、経済的・環境的に好ましいものと認識されないもの、国家の保護措置を講じる必要のある分野)、禁止類(国家の利益を著しく損なうか、又は多大な被害を及ぼすもの、機密性の高い分野)に分かれていた。この分類は、2017年に変更され、制限類と禁止類が「外商投資参入特別管理措置(外商投資ネガティブリスト)」に集約され、管理されることになった。以降、原則として外商投資ネガティブリストに記載された分野以外は、外商投資の参入制限は行われないこととなっている。また、後述するように外商投資が可能であり優遇措置の対象となる業種は、「外商投資奨励産業目録」にまとめられている。

外商投資ネガティブリストには、全国版と自由貿易試験区(下記 2. を参照のこと)のみで適用される 2 種類がある。これらは原則的に毎年公布・施行され、前年度のものは施行と同時に廃止される。基本的に前年度のものを引き継ぎ、新規に外資規制の撤廃状況が公布される。規制が撤廃される場合にはネガティブリストへの記載が削除されるため、前年度版と今年度版を比較して外資規制状況を確認することになる。なお、自由貿易試験区向けのネガティブリストは、全国版と比較してより緩和された内容となっている。

2021年12月27日に公布された「外商投資参入特別措置(全国版ネガティブリスト2021年度)」 (国家発展改革委員会・商務部令第47号)と「自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置(自由貿易試験区版ネガティブリスト2021年度)」(国家発展改革委員会・商務部令第48号)は2022年1月1日より施行されており、2020年度版はいずれも施行と同時に廃止されている。

さらに「外商投資法」の 2020 年 1 月からの施行後は、「中外合作経営企業法」は併せて廃止されたことから、ネガティブリスト内の中外合作経営の関連規定は 2020 年度版から削除され、従来の「合弁、合作に限定」との記載は「合弁に限定」との記載になっている。

業種別の大きな変更点は以下の通りである。

- ・ 2020 年度版では商用車の生産における外資の出資制限が撤廃されていたが、2021 年度版では さらに自動車生産における出資比率の制限が撤廃され、また外国企業 1 社につき完成車製造 の合弁企業は 2 社まで、とされていた制限が撤廃され、独資で自動車製造会社を設立するこ とが可能となった。
- ・ その他、衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造も2020年度版では制限の対象となっていたが、これが撤廃された。

他方、「外商投資奨励産業目録(2022年度版)」(国家発展改革委員会、商務部令第52号:2022年10月26日公布、2023年1月1日施行)には、対中投資で積極的に奨励の誘致対象となる業種、分野、地区について記載されている。

この投資奨励リストは、全国を対象とする全国版と、中西部地域の各省・直轄市、自治区を対象とする中西部地区版で構成されている。なお、2022年版では、2020年版から239項目が追加され、167項目が修正された。

全国版では、先進的な製造業や物流、金融、情報、コンサルティング等の現代型のサービス業に対する外資を重視しており、例えば自動車製造業における充電・エネルギー貯蔵一体化省エネ総合施設又はソリューションの開発及び製造が追加された。また、サプライチェーン高度化に向け、最終製品としては航空用地上設備、グロー放電式の質量分析計、透過式の電子顕微鏡、工業用水の節水関連設備等が、部品としてはシールドマシン用ベアリング、自動運転関連のコア部品、高性能軽金属が、さらに原材料としては高純度電子化学品、高性能塗料、有機高分子材料等が追加・修正されている。その他、技術サービスの分野においても、低炭素かつグリーンで省エネ・節水効果のある先進的システムインテグレーション技術やサービス、環境にやさしい技術の開発応用、洋上風力発電設備、海洋新エネルギー設備の設計開発等が追加された。

中西部地区版では、江西、安徽、河南、貴州、甘粛省、寧夏回族・広西チワン族自治区に対して 労働集約型の加工貿易関連産業等を、重慶市、四川、湖北、湖南、陝西省に対して設備製造等を、 遼寧、吉林、黒竜江省で農畜産品加工等をそれぞれ新たに奨励対象として追加した。

これらの奨励類に該当する項目は、投資総額内で輸入する自家用設備の輸入関税の免税(一部例外がある)や、土地の優先供給等の優遇措置がある。さらに、西部地域や海南省に所在して条件を満たす奨励類の外商投資企業に対しては、追加的に企業所得税の引き下げがなされる。

2. 自由貿易試験区・海南自由貿易港のネガティブリスト

2013 年に上海で設立された「自由貿易試験区」はその後、広東省、天津市、福建省、遼寧省、 浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省、海南省、山東省、江蘇省、広西チワン族自 治区、河北省、雲南省、黒龍江省に設置されている。さらに 2020 年 9 月 24 日には科学技術イ ノベーション、国際ビジネス、ハイエンド産業の 3 つの区域から構成されている自由貿易試験 区が北京に開業したほか湖南省、安徽省、新疆ウイグル自治区にも自由貿易試験区が追加設置 され、2023 年 11 月時点で合計 22 か所になっている。

外商投資産業指導目録に記載されている一部の制限事項は、自由貿易試験区のネガティブリストにおいて実験的に先行して緩和を試行されている事項もあり、例えば公演マネジメント機構の設立は、外商投資産業指導目録では中国側の持分支配でなければならないとしているが、自由貿易試験区のネガティブリストでは、自由貿易試験区を設立した省や市のためにサービスを提供する場合は外商独資でも設立を認めると規定している。

自由貿易試験区のネガティブリストは 2013 年に初めて公布された。自由貿易試験区版ネガティブリストの 2021 年度版における外資の参入規制・禁止事項は当初の 190 項目から 27 項目に縮小されている。

「外商投資法」の 2020 年 1 月からの施行後は、「中外合作経営企業法」が併せて廃止されたことから、ネガティブリスト内の中外合作経営の関連規定は削除され、「合弁、合作に限定」との記載が「合弁に限定」との記載になっている。

2021 年度版の特に大きな変更点は、製造業への外資規制が全て削除されたことである。また、2021 年度版では合弁に限定とされていた市場調査が独資にも解禁された。また、禁止されていた社会調査への外資マイノリティ出資が認められるようになった。

また、海南自由貿易港に関しては、2021年2月1日から「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」が施行されている。このリストには、株式保有や高級管理職に関する要求等、外国投資者による参入の際の制限措置が列挙されており、海南島全体に適用される。さらに、海外のサービス提供者が海南自由貿易港内の市場主体や個人に対してサービス提供を行う場合に適用される「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」も同年8月26日から施行されており、このリストにも提供禁止事項や制限措置が示されている。

なお、これらの制限に限らず業種によっては、外資に対し参入制限を別途設けている業種も存在するため、特別法や規制がないか事前に確認する必要がある(第22章 主要産業別の規制動向と FTA の影響を参照のこと)。

3. 市場参入ネガティブリスト

「市場参入ネガティブリスト」は、中国国内で投資経営の参入を禁止又は制限する業種や分野、 業務等が列挙されたリストであり、内資であるか外資であるかにかかわらず企業に共通して適用 されるものである。市場参入ネガティブリストに記載がない業種、分野、業務等は内外資ともに 平等に参入することができる。

「市場参入ネガティブリスト (2022 年版)」は 2022 年 3 月 12 日に公布され、同日から施行された。当該リストでは、参入禁止項目が 6 項目、参入許可項目が 111 項目列挙されている。2020 年版から参入許可項目が 7 項目削除されたが、参入禁止項目は 1 項目追加された。

2022 年版で新たに追加された参入禁止項目は「違法なニュースメディア関連業務を実施すること」である。非公有企業は、ニュースの取材、編集、放送及び発表、報道機関の設立及び経営への投資、海外主体で発表したニュースの輸入等の業務は実施してはならないと規定された。

さらに、2022 年度版の通知文において、地方政府や関係部門による独自のネガティブリスト作成を禁止することが明示されたほか、ネガティブリストに違反する事例は収集・検査され、定期的に代表的案件が通報されることが示された。なお、このモニタリングの状況は全国都市信用状況動態モニタリングシステムに組み入れられ、違反事例は公表されるとともに、悪質な案件には面談が実施されることとされている。